

平成 24 年 12 月 7 日

家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会の設置について

消費者委員会

公共料金等専門調査会座長 古城 誠

消費者委員会公共料金等専門調査会設置・運営規程第 3 条に掲げる事項について、専門調査会の調査審議を行うため、同規程第 4 条第 1 項に基づき、下記のとおり、調査会を設置する。

記

1. 設置する調査会の名称

家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会

2. 設置の理由

公共料金等専門調査会が消費者委員会公共料金等専門調査会設置・運営規程第 3 条に掲げる事項について調査審議する場合において、家庭用電気料金の値上げ認可申請がなされた電気事業者に対して消費者の視点から申請内容の検証を行うため。

3. 調査会の所掌

電気事業者による家庭用電気料金の値上げ認可申請について、①決定過程の透明性及び消費者参画の機会の確保が十分なされているか、②消費者の理解を得られるよう説明がなされているか、といった視点から申請内容の検証を行う。